

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における
技術提案説明書

〔 御堂筋将来ビジョン実現に向けた基本方針等検討業務委託〕

「御堂筋将来ビジョン実現に向けた基本方針等検討業務委託」に関する技術提案説明書

1. 業務の名称および概要

1) 業務名称

御堂筋将来ビジョン実現に向けた基本方針等検討業務委託

2) 業務目的

御堂筋は2017年に80周年を迎え、これを契機として、“車中心から人中心のみちへ”をコンセプトに、段階的に「人中心～フルモール化（全面歩行者空間化）」をめざすこととした「御堂筋将来ビジョン（以下、「将来ビジョン」という。）」を2019年3月に策定した。

現在、将来ビジョン実現に向けたファーストステップとして、御堂筋の側道歩行者空間化の整備を進めており、大阪・関西万博（以下、万博という。）開催にあわせて、長堀通から難波西口交差点まで1.1キロメートルの側道歩行者空間化を完了する予定である。

また、海外都市との連携も進めており、2024年12月に、パリ市、ニューヨーク市、メルボルン市、シカゴ市と大阪市が一堂に会し、The World Street Congress（以下、「WSC」という。）を開催し、人中心の「未来社会のみち」のあり方を議論し確認してきたところである。

2025年の万博には、開催に併せ、御堂筋においても「みちの未来体験」をテーマとして、市民にも楽しんでもらえる「御堂筋サテライトプラン（以下、サテライトプランという。）」を実施する予定である。

本業務は、御堂筋将来ビジョンが策定され、10年近くが経過しようとしているなか、改めて、御堂筋を築きあげてきた歴史的意義や、10年間で側道歩行者空間化事業を進めてきたことにより得られた知見、これまでの公民連携した利活用社会実験（御堂筋チャレンジ）による効果検証、WSCでの世界への情報発信、サテライトプランでの「みちの未来体験」等、これまで実施してきた取り組みにより見えてきた御堂筋の方向性や、課題をふまえて、将来ビジョンのターゲットイヤーである2037年の御堂筋100周年に向けて、御堂筋道路空間再編のフルモールまでのロードマップ（セカンドステップの方針案など）の検討、公民連携による持続可能となる高質な都市空間の形成、都市ブランディング戦略（利活用戦略）などのとりまとめを行い、将来ビジョン実現に向けたファーストステップ以降の進め方の具体的方針案の策定を行うものとする。

また、2027年には、御堂筋は90周年を迎えることから、将来ビジョン実現に向けた、シンポジウムやワークショップ、基調講演を通じて、多くの方から広く意見を聞く機会を設けるために、御堂筋90周年記念事業の企画準備検討を行うものである。

3) 業務内容

本技術提案説明書には主な業務内容のみを記載しているため、詳細は特記仕様書を参照すること。

① 御堂筋将来ビジョンファーストステップ（側道歩行者空間化）の検証・評価

長堀通（新橋交差点）からなんば広場（難波西口交差点）の区間について、ファーストステップである側道歩行者空間化を進めているところである。

この側道歩行者空間化による、社会的な影響効果や、エリア価値の向上、周辺交通への影響を検証・評価を行い、今後の課題などを整理し対策案を立案すること。

また、これまでの検討資料等は監督職員から貸与するものとする。

② 公民連携による道路管理、利活用等の検証・評価

公民連携による道路管理の一層の充実と民間主体によるまちづくり活動を促進していくことを目的に、御堂筋（淀屋橋～難波西口交差点間）において、道路協力団体を3団体指定しており、官民連携による高質な空間形成への取組みを行っている。

今後の御堂筋に相応しい公民連携による活動を促進するために、道路協力団体制度、その他制度等について検討を行う必要がある。

③ 御堂筋エリアブランディングへリーチする利活用戦略

御堂筋でのこれまでの利活用社会実験や万博サテライトプランを踏まえて、御堂筋全体を活かした利活用戦略、都市プロモーションの検討を行い、御堂筋が高質な持続可能でレジリエンスな空間となる戦略立案を行うこと。

④ 御堂筋将来ビジョン実現に向けた方針検討

御堂筋将来ビジョン実現に向けて、これからのファーストステップ以降の取り組みとして、通行機能、アクセス機能、創出される都市空間のあり方や利活用など、多様な観点から検討を行い、人を中心とした豊かなみちづくりを加速させ、豊かで魅力的なまち、気候変動に強いまちづくりにつながるよう、これら総合的視点から検討を行い、具体的な進め方やロードマップを整理し、次期ステップの方針案を策定する必要がある。

また、通行機能やアクセス機能の観点からの検討は、別途検討を実施しており、その検討結果も踏まえながら、「将来ビジョン実現に向けた方針（案）〔御堂筋将来ビジョンの更新版〕」として、とりまとめをおこなうこと。

⑤ 御堂筋 90 周年事業の企画検討

2027 年には、御堂筋は 90 周年を迎えることから、将来ビジョン実現に向けた、シンポジウムやワークショップ、基調講演を通じて、多くの方から広く意見を聞く機会を設けるために、御堂筋 90 周年記念事業の企画準備の検討を行う。

また、2025 大阪関西万博開催時に実施予定である御堂筋 EXPO サテライトプランのプログラム（一部）を、EXPO レガシーとして、一部を周年事業化するなど、未来へのプログラムへと継続、発展できるよう構成を検討する。

4) 技術の提案

本業務においては、次の点について高度な技術的検討が必要となるため、技術提案を受けた上で業務を進めるものとする。詳細は様式－9 のとおりとする。

1. 御堂筋の側道歩行者空間化や利活用社会実験（御堂筋チャレンジ）など、これまでに実施してきた取組を踏まえたうえで、御堂筋 100 周年に向けて、新技術や新たなモビリティの導入など、みちの未来を見据えて、御堂筋将来ビジョン実現に向けた具体的な方針を検討する必要がある。

そこで、御堂筋将来ビジョン実現に向けた方針のとりまとめにあたり、現在の御堂筋将来ビジョンから発展させていくべき内容や具体的な課題を列挙し、その検討プロセスについて述べること。

2. 御堂筋 100 周年を見据えて、御堂筋 90 周年事業の企画検討にあたり、具体的な留意点を列挙し、その実施プロセスや実施体制について述べること。

5) 業務履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約日 ～ 令和9年3月31日

6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ① 報告書（A4版キングファイル）2部
- ② 電子データ2部

7) その他

本業務の特記仕様書は別添資料のとおりである。

2. 公募資料の交付

本市建設局のホームページ上からダウンロードする。（大阪市HP→組織一覧→建設局→入札契約情報→業務委託入札→建設局公募型プロポーザル方式発注案件（御堂筋将来ビジョン実現に向けた基本方針等検討業務委託））

3. 技術提案書の提出者に必要とされる要件

（単体企業に関する条件）

1) 参加表明時において、技術提案書の提出者に必要とされる要件は以下のとおりである。

- ①建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「道路部門」の登録を受け、令和6・7・8年度本市入札参加資格者名簿に種目「500 建設コンサルタント」に登録していること。建設コンサルタント登録を証明する書類の写しを添付すること。
- ②大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条4の規定に該当していない者。
- ⑥業務実施上の条件として、平成26年度以降に、次に示す「規定業務1、2」の両方について、元請けとして業務実績(※)を有していること。なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。

※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属す

る技術者としての実績に限る。

【規定業務】

1. 道路空間再編（再構築）に関する検討業務（「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など）
2. 道路を含む都市空間の将来ビジョン策定に関する業務（基本計画、構想、マスタープランなどを含む中長期的計画のとりまとめなど）

（共同企業体の構成員に関する条件）

- ① 共同企業体により参加する場合は、代表者が、建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「道路部門」の登録を受け、令和6・7・8年度本市入札参加資格者名簿に種目「500 建設コンサルタント」に登録していること。建設コンサルタント登録を証明する書類の写しを添付すること。
- ② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条4の規定に該当していない者。
- ⑥ 業務委託特別共同企業体結成届（様式一6の1）および業務委託特別共同企業体協定書（様式一6の2）の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体または単体で参加することはできない。
- ⑦ 業務実施上の条件として、平成26年度以降に、次に示す「規定業務1、2」の両方について元請けとして従事した実績（※）を有していること。なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。

※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

【規定業務】

1. 道路空間再編（再構築）に関する検討業務（「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など）
2. 道路を含む都市空間の将来ビジョン策定に関する業務（基本計画、構想、マスタープランなどを含む中長期的計画のとりまとめなど）

- ⑧ 共同企業体の構成員（代表者含む）に関する条件は以下の通りとする。
 - ・ 共同企業体の代表者は出資比率が構成員中最大であること。
 - ・ 各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - ・ 単体企業での参加申込と共同企業体（代表者含む）を重複することはできない。

2) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

① 配置予定技術者の資格

各配置予定技術者は、所属する組織との直接的な雇用関係を有している者であり、それぞれ以下の資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締

約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。) については、あらかじめ技術士相当または RCCM 相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

<管理技術者>

下記ア～エの資格のうちいずれか一つに該当する者とする。

ア 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「都市及び地方計画」とするものに限り）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「都市及び地方計画」とするものに限り）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

ウ 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。

エ RCCM（「都市計画及び地方計画部門」）の資格を有し、登録を受けている者。

<照査技術者>

下記ア～エの資格のうちいずれか一つに該当する者とする。

ア 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「都市及び地方計画」又は「道路」とするものに限り）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「都市及び地方計画」又は「道路」とするものに限り）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

ウ 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。

エ RCCM（「都市計画及び地方計画」又は「道路部門」）の資格を有し、登録を受けている者。

② 配置予定技術者の業務実績

<管理技術者>

業務実施上の条件として、平成 26 年度以降に、次に示す「規定業務 1、2」のいずれか又は両方について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。

なお、1つの契約業務に「規定業務 1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。

※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

【規定業務】

1. 道路空間再編（再構築）に関する検討業務（「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など）
2. 道路を含む都市空間の将来ビジョン策定に関する業務（基本計画、構想、マスタープランなどを含む中長期的計画のとりまとめなど）

<照査技術者>

業務実施上の条件として、平成 26 年度以降に、次に示す「規定業務 1、2」のいずれか又は両方について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。

なお、1つの契約業務に「規定業務 1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。

※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

【規定業務】

1. 道路空間再編（再構築）に関する検討業務（「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など）
2. 道路を含む都市空間の将来ビジョン策定に関する業務（基本計画、構想、マスタープランなどを含む中長期的計画のとりまとめなど）

＜担当技術者 1＞

業務実施上の条件として、平成 26 年度以降に、次に示す「規定業務 1」について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。

※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

【規定業務】

1. 道路空間再編（再構築）に関する検討業務（「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など）

＜担当技術者 2＞

業務実施上の条件として、平成 26 年度以降に、次に示す「規定業務 2」について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。

※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

【規定業務】

2. 道路を含む都市空間の将来ビジョン策定に関する業務（基本計画、構想、マスタープランなどを含む中長期的計画のとりまとめなど）

③ 配置予定技術者の手持ち業務量

令和 7 年 4 月 1 日時点での手持ち業務量（本業務は、令和 7・8 年度の業務実施を想定しており、令和 6 年度中に完成または完成見込みの業務は手持ち業務に含めないものとする。）

＜管理技術者、照査技術者、担当技術者 1、担当技術者 2＞

全ての手持ち業務（管理技術者及び担当技術者となっている他の業務のうち 500 万円以上の業務）の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満である者。

4. 参加表明

1) 提出書類

参加希望の者は、掲示の日から令和 7 年 2 月 18 日（火）17 時 30 分までに、大阪市建設局企画部

工務課（工事監理担当）まで①～⑤を 1 部持参により提出すること。なお、共同企業体での参加を希望する場合は⑥⑦も 1 部提出すること。

- ①参加表明書（様式－１）
- ②企業の業務実績書（様式－２）
- ③業務実施体制書（様式－３）
- ④配置予定技術者経歴書（様式－４）
- ⑤配置予定技術者実績書（様式－５）
- ⑥業務委託特別共同企業体結成届（様式－６の１）
- ⑦業務委託特別共同企業体協定書（様式－６の２）

2）参加表明書等の作成方法

参加表明書及びその他必要書類は様式－１～６（Ａ４判）に示されるとおりとする。なお文字サイズは 10 ポイント以上とする。

3）参加表明書等の内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の過去 10 年間の規定業務に関する実績	・参加表明書の提出者が過去に受託した 3. 1) に規定する業務の実績について 1 件以上記載する。 ・記載する業務は平成 26 年度以降に完了した元請による業務とする。 ・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容が分かる成果品の一部または全部も添付すること。 ・記載様式は様式－２とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 枚以内に記載する。
業務実施体制	・各配置技術者の兼任は認めないものとする。 ・共同企業体により業務を実施する場合は、以下の事項に留意の上、業務分担について記載すること。備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。 ① 共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。 ② 各構成員は、実施する分担業務に応じて 1 名以上の担当技術者を配置すること。 ③ 代表者が管理技術者を配置すること。 ④ 1 つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合または

	学識経験者等の協力を得て業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに再委託先または協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－３とする。 ※業務の主たる部分とは、次に掲げるものとする。 （１）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等 （２）解析業務における手法の決定及び技術的判断 （３）各種検討、協議・調整資料作成、報告書作成
予定技術者の経歴等	・配置予定の各技術者について、経歴等を記載する。 ・規定業務の実績を１件以上記載する。なお、平成 26 年度以降に完了した元請による業務を対象とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・記載様式は様式－４とする。 ・各配置予定技術者の所属する組織との直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。
予定技術者の過去 10 年間の規定業務実績	・配置予定の技術者が過去に従事した規定業務の実績について 1 件毎記載する。 ・記載する業務は、平成 26 年度以降に完了した元請による業務とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部または全部も添付すること。 ・記載する様式は様式－５とし、図面、写真等を引用する場合も含め A 4 判 1 枚以内に記載する。

4) 参加表明書及びその他必要書類の提出方法、提出先及び提出期限

① 提出方法

参加表明書等は、提出書類確認のため、持参することとする。

② 提出先

〒559－0034

大阪市住之江区南港北 2－1－10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

③ 提出期限

令和7年2月18日（火）17時30分

5) 参加表明書及びその他必要書類に関する質問の受付および回答

- ① 質問は、書面（書式自由、A4判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

TEL 06-6615-6664

eメールアドレス：la0083@city.osaka.lg.jp

件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

令和7年2月12日（水）17時30分（必着）

- ② 質問に対する回答は、令和7年2月14日（金）より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合があります。

6) 技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者の選定は、参加表明書とともに提出される書類をもとに以下の基準で資格審査して行うものとする。

- ① 技術提案書の提出者の資格審査基準

資格審査基準については、別紙Aのとおりとする。

- ② 技術提案書提出者の選定結果の通知

技術提案書の提出者の選定結果は、令和7年2月下旬頃に書面にて参加者に通知する。

7) 非選定理由に関する事項

参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日（休日を含めない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由について説明を求めることが出来る。ただし説明請求は持参とし、書面もしくは電子メールにて回答を行うものとする。

- ① 提出先 4. 4) に同じ

- ② 受付時間 9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

5. 技術提案書の特定

1) 技術提案書の作成

本市より技術提案書の提出を要請された者は、以下に示す事項に留意して書類を作成の上、提出すること。

また、提案にあたっては、テーマに対する検討項目及び取組方法について提案するものであり、成果の一部または全ての提出を求めるものではない。

なお、提案内容については、本業務で実現可能なものに限ることとする。

2) 技術提案書の作成方法

技術提案書は様式－７～１０（Ａ４判）とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。なお、提案書（様式－７を除く）に社名、社印、ロゴマークなどを入れないものとする。また、本文中にも社名等が特定できる記述を含めないこと。

3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・実施フロー・工程表	・業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式－８とする。（Ａ４判片面１枚）
特定テーマに対する技術提案	・特定テーマに対する検討項目、取組方法を具体的に記載する。既存資料の他に、新たに調査等が必要である場合には、業務に必要な調査等として明記する。 ・記載にあたり、概念図、出展の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ない。 ・記載様式は様式－９とし、テーマ毎にＡ４判片面４枚以内に記載する。 ・技術提案書作成にあたり、他の者の協力または学識経験者等の助言を受けることはできるが、技術提案書にその旨を記載する。
その他	・提出要請書に対する意見、特記仕様書等に表示される業務内容に対する代替案等があれば記載する。 ・記載様式は様式－１０とし、Ａ４判片面１枚以内に記載する。
見積書	・必要な経費を算出し、本業務に係る見積書を提出する。 ・見積書が、業務規模の上限額を上回っている場合には特定しない。 ・記載様式は特に定めないが、Ａ４判１枚に内訳が分かるものを記載する。

4) 業務規模

業務規模の上限を１億２,６００万円（消費税込み）とする。

5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

6) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

7) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の過年度の関連資料を閲覧することができる。

(過年度業務委託内容)

- ・ 御堂筋道路空間再編にかかる社会実験業務委託（平成 25 年度）成果品
- ・ 御堂筋道路空間再編に係る社会実験業務委託－ 2（平成 30 年度）成果品
- ・ 御堂筋・船場地区設計等業務委託（平成 30 年度）成果品
- ・ 御堂筋道路空間再編設計検討業務委託（令和元年度）成果品
- ・ 令和 2 年度 御堂筋道路空間再編整備計画作成に向けた調査検討業務委託（令和 2 年度）成果品
- ・ 令和 2 年度 御堂筋道路空間再編設計業務委託（緊急）（令和 2 年度）成果品
- ・ 令和 3 年度 御堂筋道路空間再編整備検討等業務委託（令和 3 年度）成果品
- ・ 令和 3 年度 御堂筋道路空間再編調査検討業務委託（令和 3 年度）成果品
- ・ 令和 3 年度 御堂筋道路空間再編調査検討業務委託（緊急）（令和 3 年度）成果品
- ・ 令和 4 年度 御堂筋道路空間再編設計業務委託（令和 4 年度）成果品
- ・ 令和 4 年度 御堂筋道路空間再編調査検討業務委託（令和 4 年度）成果品
- ・ 令和 5 年度 御堂筋道路空間再編設計業務委託（令和 5 年度）成果品

① 閲覧場所

〒559－0034

大阪市住之江区南港北 2－ 1－10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部企画課（道路空間再編担当） TEL 06－6615－6786

② 閲覧期間

技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時～17 時 30 分（ただし、12 時 15 分～13 時は除く）

8) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

- ① 提出方法 : 2 部を持参
- ② 提出先 : 4. 4) に同じ
- ③ 提出期限 : 令和 7 年 3 月 13 日（木）17 時 30 分 必着

9) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、評価基準は別紙 B のとおりとする。また、参加表明時に提出した書式と様式－ 7～10 を併せて審査を行う。

10) ヒアリング

技術提案書提出後、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

- ① ヒアリングを実施する場合は、場所、時間、留意事項等を別途通知する。
- ② ヒアリング時の追加資料は受理しない。

11) 技術提案書に関する質問の受付および回答

- ① 質問は、書面（書式自由、A 4 判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒 559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

TEL 06-6615-6664

e メールアドレス：la0083@city.osaka.lg.jp

件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

令和 7 年 2 月 26 日（水）17 時 30 分（必着）

- ② 質問に対する回答は、令和 7 年 3 月 3 日（月）より、本市建設局のホームページに掲載する。
なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合があります。

12) 技術提案書の特定について

- ① 提出された技術提案書の中から、9) により最も優れた技術提案書を特定することとしているが、技術提案書のうち提案内容に関する評価点（実施方法、実施フロー、工程表、その他、及び特定テーマに関する評価点合計）の得点率が 50%未満の場合で、当該業務の内容に適合した履行がなされない恐れがあると本市が判断した場合は、技術提案書の特定は行わない。
- ② 技術提案書の特定及び非特定の結果は、書面にて令和 7 年 3 月下旬頃に参加者に通知する。
- ③ 技術提案書を特定された者との契約は、通知後、速やかに行うこととする。

13) 非特定理由に関する事項

- ① 提出した技術提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。
- ② 上記 ①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により非特定理由について説明を求めることができる。ただし、説明請求は、書面のみで受け付けるものとする。
- ③ 上記 ②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（休日を含まない。）に、書面もしくは、電子メールにて回答するものとする。
- ④ 非特定理由の説明書請求の提出先及び受付時間は以下のとおりである。
- I. 提出先：4. 4) の提出場所と同じ
- II. 受付日時：9 時～17 時 30 分（ただし、12 時 15 分～13 時は除く）

6. その他の留意事項

- 1) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者

の負担とする。

- 2) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された参加表明書または技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 3) 参加者のうち、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなった場合、または大阪市の契約に係る参加停止を受けた場合は、提出された技術提案書を無効とする。
- 4) 参加表明書及び技術提案書について提出期限を過ぎて提出された場合は、いかなる理由があろうとも失格とする。ただし、提出された資料の内容確認のために、補足資料の提出を求める場合がある。
- 5) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は返却しない。また、提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。
技術提案は、その提案内容が一般的に使用されているものである場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- 6) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書については、公開請求の対象としない。
- 7) 技術提案書提出後において、原則として技術提案書（参加表明時の提出書類での記載を含む）に記載された内容の変更を認めない。
また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 8) 提出資料について、不鮮明である場合は、鮮明な電子データ(PDF等)の提供を求める場合がある。
- 9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- 10) 技術提案説明書配布後、本プロポーザルに関する事項について、受託者選定手続きについて意見聴取を行う学識経験者を有する委員と、直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはいけない。
- 11) 技術提案書特定の通知後、契約締結までに技術提案書を提出した者が、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- 12) 本プロポーザルに係る契約の締結については、令和7年度大阪市予算成立を条件とする。予算が成立せずに契約締結を行わない場合に、実施事業予定者において損害が生じても、その損害について本市は一切負担しない。
- 13) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- 14) 参加表明書提出後および契約締結後の履行期間中に配置技術者の手持ち業務量が契約金額で5億円、件数で10件未満となるようにすることとし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配

置技術者を以下の a) ～ c) までのすべての要件を満たす技術者に交替させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続させる場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- a) 当該配置技術者等と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- b) 当該配置技術者等と同等の技術者資格を有する者
- c) 手持ち業務量が当該業務の技術提案説明書において設定している予定配置技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

資格審査基準

〔御堂筋将来ビジョン実現に向けた基本方針等検討業務委託〕

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点		審査基準	備考
参加表明者の経験と能力	資格要件	技術部門登録 建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「道路部門」の登録を受け、令和6・7・8年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする）	
	専門技術力	成果の確実性 過去10年間の業務実績の内容	平成26年度以降に、次に示す「規定業務1、2」の両方について、元請けとして業務実績(※)を有していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により「規定業務1、2」を有していること） なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 道路空間再編（再構築）に関する検討業務（「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など） 2. 道路を含む都市空間の将来ビジョン策定に関する業務（基本計画、構想、マスタープランなどを含む中長期的計画のとりまとめなど）	様式-2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM（「都市計画及び地方計画部門」）の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成26年度以降に、次に示す「規定業務1、2」のいずれか又は両方について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 道路空間再編（再構築）に関する検討業務（「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など） 2. 道路を含む都市空間の将来ビジョン策定に関する業務（基本計画、構想、マスタープランなどを含む中長期的計画のとりまとめなど）	様式-5を審査する
	専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務（管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する

評価項目	評価の着眼点		審査基準	備考
配置予定技術者の経験及び能力	照査技術者	資格要件	次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「都市計画及び地方計画」又は「道路」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「都市計画及び地方計画部門」又は「道路」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM（「都市計画及び地方計画部門」又は「道路部門」）の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	平成26年度以降に、次に示す「規定業務1、2」のいずれか又は両方について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 道路空間再編（再構築）に関する検討業務（「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など） 2. 道路を含む都市空間の将来ビジョン策定に関する業務（基本計画、構想、マスタープランなどを含む中長期的計画のとりまとめなど）	様式-5を審査する
	担当技術者1	専門技術力	平成26年度以降に、次に示す「規定業務1」について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員に所属する技術者とする） 【規定業務】 1. 道路空間再編（再構築）に関する検討業務（「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など）	様式-5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数 全ての手持ち業務（管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
	担当技術者2	専門技術力	平成26年度以降に、次に示す「規定業務2」について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員に所属する技術者とする） 【規定業務】 2. 道路を含む都市空間の将来ビジョン策定に関する業務（基本計画、構想、マスタープランなどを含む中長期的計画のとりまとめなど）	様式-5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数 全ての手持ち業務（管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
業務実施体制	その他留意事項		担当技術者の人数は、少なくとも2人以上配置することを想定しているものであり、3人以上の技術者の配置を妨げるものではない。	
	業務実施体制の妥当性		下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。 （業務の主たる部分とは、本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。） ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	様式-3を審査する

※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

(1) 評価要領および評価表

【別紙B】

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑰の各項目毎に、次のように点数を計算して

100点満点（小数点第2位まで表示）で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

＜計算方法＞

A の場合は、配点×5／5点

B の場合は、配点×3／5点

C の場合は0点

A' の場合は、配点×4／5点

B' の場合は、配点×2／5点

テーマ1	内容	御堂筋の側道歩行者空間化や利活用社会実験（御堂筋チャレンジ）など、これまでに実施してきた取組を踏まえたうえで、御堂筋100周年に向けて、新技術や新たなモビリティの導入など、みちの未来を見据えて、御堂筋将来ビジョン実現に向けた具体的な方針を検討する必要がある。 そこで、御堂筋将来ビジョン実現に向けた方針のとりまとめにあたり、現在の御堂筋将来ビジョンから発展させていくべき内容や具体的な課題を列挙し、その検討プロセスについて述べてください。
テーマ2	内容	御堂筋100周年を見据えて、御堂筋90周年事業の企画検討にあたり、具体的な留意点を列挙し、その実施プロセスや実施体制について述べてください。

評価シート						評価例						
評価項目		評価の着眼点	配点			評価	評価の 換算 計算	評価点			備考	
			項目別	複数時 配分	項目別 配分			項目別 配分	複数時 配分	項目別		
配置 経験 予 定 技 術 者 の 能力	管理 技術者	過去10年間の規定業務の実績	25	10	5	A	5×5/5	5.0	8.0	22.0	①	
		専任性（他業務との兼任状況）			5	B	5×3/5	3.0			②	
	照査 技術者	過去10年間の規定業務の実績		5	5	A	5×5/5	5.0	5.0		③	
	担当 技術者1	専任性（他業務との兼任状況）		5	5	A'	5×4/5	4.0	4.0		④	
	担当 技術者2	専任性（他業務との兼任状況）		5	5	A	5×5/5	5.0	5.0		⑤	
ロー・ 実施 方針・ 工程 表・ その他	業務の 理解度	目的、条件、内容の理解	25	5	5	A	5×5/5	5.0	5.0	19.0	⑥	
	業務 実施手順 (フロー・ 工程表)	実施手順の妥当性		15	10	B	10×3/5	6.0	11.0		⑦	
		業務量把握、人員配置の妥当性			5	A	5×5/5	5.0			⑧	
	その他	重要事項の指摘		5	5	B	5×3/5	3.0	3.0		⑨	
特定 テー マ に 対 す る 技 術 提 案	特定 テー マ 1	的確性	50	30	5	A	5×5/5	5.0	23.0	38.0	⑩	
					キーワードの網羅	5	B'	5×2/5			2.0	⑪
		実現性			説得力、提案内容の裏付けがある か	10	A	10×5/5			10.0	⑫
					独創性	高度で独創的な提案があるか	10	B			10×3/5	6.0
	特定 テー マ 2	的確性		課題の理解度	20	5	A	5×5/5	5.0		15.0	⑭
				キーワードの網羅		5	B'	5×2/5	2.0			⑮
		実現性		説得力、提案内容の裏付けがある か		5	A	5×5/5	5.0			⑯
				独創性		高度で独創的な提案があるか	5	B	5×3/5			3.0
合計（100点満点）			100.0			79.0						

(2) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目			評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績	管理技術者が両方の規定業務の実績を有している	—	管理技術者がいずれかの規定業務のみの実績を有している	—	—	①
		専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	—	②
	照査技術者	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績	照査技術者が両方の規定業務の実績を有している	—	照査技術者がいずれかの規定業務のみの実績を有している	—	—	③
	担当技術者1	専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	—	④
	担当技術者2	専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	—	⑤

（３）提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点		評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
実施 工程 針表・実施 その他 フロー・	業務の 理解度	目的、条件、内容の理解	目的、条件、内容の理解が特に優れている。	—	目的、条件、内容の理解が十分である。	—	目的、条件、内容の理解が十分とは言えない。	⑥
	業務実施 手順 (フロー・工程 表)	実施手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、特に実効性がある。	業務の実施手順が妥当であり、実効性がある。	業務の実施手順が概ね妥当である。	—	業務の実施手順が十分とは言えない。	⑦
		業務量の把握、 人員配置の妥当性	業務量の把握が優れており、業務項目ごとに必要な体制となっている。	—	業務量の把握ができており、人員が概ね充足している。	—	業務量の把握、人員が、十分とは言えない。	⑧
	その他	重要事項の指摘	要請時点で示し落とした重要事項の指摘があり、対応策が提案されている。	—	要請時点で示し落とした重要事項の指摘がある。	—	要請時点で示し落とした重要事項の指摘がない。	⑨
特定 テー マ ー に 対 す る 技 術 提 案	的確性	課題の把握が十分か	課題とともに根拠が示されており、理解が特に優れている。	—	課題が概ね示されており、理解が十分である。	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	⑩
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが80%以上100%未満、記載されている。	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満であり十分とは言えない。	⑪
	実現性	説得力があるか	検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、実現性のある内容であり、課題解決の提案がある。	検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、実現性のある内容である。	概ね検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されている。	—	内容が論理的かつ具体的に示されておらず、提案としては十分とは言えない。	⑫
	独創性	独創的な工夫があるか	課題解決に寄与する工夫された提案が3つ以上ある。	課題解決に寄与する工夫された提案が2つ以上ある。	課題解決に寄与する工夫された提案がある。	—	汎用的な検討であり、工夫が見られない。	⑬
特定 テー マ ー 2 に 対 す る 技 術 提 案	的確性	課題の把握が十分か	留意点とともに根拠が示されており、理解が特に優れている。	—	留意点が概ね示されており、理解が十分である。	—	内容が的確性を欠くなど、留意点の把握として十分とは言えない。	⑭
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが80%以上100%未満、記載されている。	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満であり十分とは言えない。	⑮
	実現性	説得力があるか	実施プロセス、実施体制とスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、実現性のある内容であり、留意点に対する対応方法の提案がある。	実施プロセス、実施体制とスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、実現性のある内容である。	概ね実施プロセス、実施体制とスケジュールが論理的かつ具体的に示されている。	—	内容が論理的かつ具体的に示されておらず、提案としては十分とは言えない。	⑯
	独創性	独創的な工夫があるか	留意点についての対応方法として工夫された提案が3つ以上ある。	留意点についての対応方法として工夫された提案が2つ以上ある。	留意点についての対応方法として工夫された提案がある。	—	汎用的な検討であり、工夫が見られない。	⑰

参加表明に必要な提出書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	参加表明書（様式－１）	○	
2	企業の過去 10 年間の規定業務に関する実績書（様式－２）	○	
3	業務実施体制書（様式－３）	○	
4	予定技術者経歴書（様式－４）	○	
5	予定技術者の過去 10 年間の規定業務実績書（様式－５）	○	
6－１	設計業務特別共同企業体結成届（様式－６の１）		
6－２	設計業務特別共同企業体協定書（様式－６の２）		
7	企業の部門登録、業務実績および配置予定技術者の資格、業務実績を証明できる書類	○	

技術提案書提出に必要な書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	技術提案書（鏡）（様式－７）	○	
2	業務実施計画書（様式－８）	○	
3	特定テーマに対する技術提案書（様式－９）	○	
4	その他（様式－10）		
5	見積書	○	